

平成30年度 第2回市川市自立支援協議会 会議録（概要）

- 1 開催日時：平成30年9月3日（月） 13時30分～15時30分
- 2 場 所：市川市急病診療・ふれあいセンター2階 第2集会室
- 3 出席者：朝比奈委員、磯部委員、植野委員、小原委員、河田委員、川端委員、
木下委員、高木委員、武田委員、谷藤委員、永井委員、長坂委員、
中里委員、西口委員、西村委員、廣田委員、保戸塚委員、堀江委員、
松尾委員、水落委員、水野委員、森田委員、山崎委員
事務局：市川市 障害者支援課（高橋課長、池澤主幹、沓澤副主幹、
宮嶋主査、石田主査）
市川市 障害者施設課（佐々木課長、福地主幹）
市川市 発達支援課（鷲沼課長、守屋主幹）
傍聴：1名
- 4 議 事：
 - （1）開会
 - （2）連絡事項
 - （3）基幹相談支援センター運営協議会の報告
 - （4）各専門部会・障害者団体連絡会の状況について
 - （5）地域生活支援拠点等について
 - （6）閉会
- 5 提出資料：
 - （1）自立支援協議会委員名簿及び自立支援協議会関係図（資料番号なし）
 - （2）障害者週間イベント チラシ（資料1）
 - （3）第1回基幹相談支援センター運営協議会概要（資料2）
 - （4）相談支援部会資料（資料3－1）
 - （5）生活支援部会資料（資料3－2）
 - （6）就労支援部会資料（資料3－3）
 - （7）こども部会資料（資料3－4）
 - （8）障害者団体連絡会資料（資料3－5）
 - （9）地域生活支援拠点等について（資料4）
 - （10）市川市ろう者協会機関紙さとみ No.129（資料番号なし）

【開会 13時30分】

【議事（１）開会】

○山崎会長より開会宣言。

【議事（２）連絡事項】

山崎会長 : これより議題に移ります。初めに事務局から1点報告事項があるそうなので、よろしくお願いします。

障害者支援課 : 私からは資料1の説明をします。

(池澤主幹)

山崎会長 : ただいまのご報告やご説明について、何かご質問やご意見はありませんか。他になれば次の議事に移りたいと思います。

【議事（３）基幹相談支援センター運営協議会の報告】

山崎会長 : 今年度の第1回基幹相談支援センター運営協議会が7月に開催されていますので、そちらの報告をお願いします。

朝比奈副会長 : 私からは資料2を使って報告します。

山崎会長 : ただいまのご報告やご説明について、何かご質問やご意見はありませんか。他になれば次の議事に移りたいと思います。

【議事（４）各専門部会・障害者団体連絡会の状況について】

山崎会長 : 各専門部会での取り組みについて、まずは相談支援部会から報告をお願いします。

長坂委員 : 相談支援部会からの報告をします。(資料3-1に基づき報告)

山崎会長 : それでは続きまして、就労支援部会からの報告をお願いします。

廣田委員 : 就労支援部会の報告をします。(資料3-3に基づき報告)

山崎会長 : 続きまして、こども部会からの報告をお願いします。

発達支援課 : こども部会の報告をします。(資料3-4に基づき報告)

(守屋主幹) 前回の第1回自立支援協議会での発言を訂正したい。こども部会発足に伴い、新しい会議を設けると発言したが、今回配布の自立支援協議会の関係図に記載してあるように、「重心サポート会議」と「障害児支援連絡会」の2つになる。「重心サポート会議」については、そのなかの2回を医療的ケア児に関する会議とする。また、「障害児支援連絡会」を通じて市内の事業所の意見や課題の抽出を考えている。

山崎会長 : 続きまして、障害者団体連絡会について、報告をお願いします。

木下委員 : 障害者団体連絡会の報告をします。(資料3-5に基づき報告)

- 山崎会長 : 最後に、生活支援部会の報告をお願いします。
- 松尾委員 : 生活支援部会の報告をします。(資料 3-2 に基づき報告)
- 武田委員 : グループホーム連絡協議会で行ったアンケート調査の報告をします。(資料 3-2 の 2 ページ以降に基づき報告)
- 山崎会長 : ここまでの報告を踏まえて質疑、意見交換をしたいと思います。
- 植野委員 : 福祉的就労について、市川での B 型事業所の平均工賃はどの程度か。また、昨年ハローワークを視察したが、ハローワークを通して就労した人の職場でのトラブルについてハローワークに相談できるとされているが、周知されているのか。次に、自立支援協議会の関係図について、基幹相談支援センター運営協議会と相談支援部会間のフィードバックについて話があったが、関係図に記すかどうか知りたい。GH について、市川にはサテライト型があるか。最後に、65 歳以前に利用を始めた施設について、65 歳を超えた場合、制約があるか教えてもらいたい。
- 廣田委員 : 工賃は約 1.2 ～ 1.3 万円。
- 植野委員 : 国は目標達成していないのか。
- 廣田委員 : 国の目標は、以前は工賃倍増計画というかたちだったが、現在は工賃向上計画。各々の事業所でできることを増やしていこうというもの。上げていくことに変わりはない。
- 植野委員 : 県の平均工賃が低めに設定されていると聞くが、市川ではどうか。
- 廣田委員 : 市川では福祉的就労担当者会議のなかで、仕事情報を共有し、なるべく大規模な会社からの受注をすることで、単価を上げる取り組みをしている。
- 植野委員 : データがあれば、示してほしい。
- 西村委員 : 職場でのトラブルについては、ハローワークで動いてもらえるが、実質的な支援にはハローワークでは、人手が足りない状況。障害者就業・生活支援センターや地域の就労支援センターがそういった部分を手助けしている。精神障害者の就労サポーターと一緒に職場訪問することもあるが、実際にハローワークの職員が職場に行って支援をするというケースは非常に少ない。ハローワークでは就労支援センターや必要な関係機関が集まるチーム支援を行っている。件数は多くないが、全国的に始まっている。啓発は大々的に行っているとは言えない現状。
- 植野委員 : 聴覚障害者の例で、本人も会社も知らなかった。ハローワークに行って、リーフレットを見たが、わかりづらい。啓発が必要では。労働局においても、障害者のハローワークの利用減少に悩んでいるとのこと。もうハローワーク要らないのではないかという声も出てきている。
- 障害者支援課 : 自立支援協議会の関係図について、植野委員の話を聞いている限りでは、
(石田主査) 基幹相談支援センター運営協議会と相談支援部会を相互の矢印で結ぶよう

なものをイメージした。できなくはないが、なにより実務上、フィードバックを行って、相互の議論を、互いに把握できている状態を作ることが重要と考えている。図への追記は検討する。

武田委員 : GHについて、介護保険優先はあるが、65歳になったから切り替わるということは考えづらい。そのまま継続することが多い。実際に市内のGHでも65歳以上の方が生活している。

廣田委員 : B型についても、法律上、年齢制限はない。65歳以上で働くことが厳しい場合は、生活介護への移行などを行っている。

植野委員 : いままでも本人の希望があれば、基本的には利用を継続するというのはいっている。65歳を過ぎてから、新たに利用したい場合はどうか。

廣田委員 : B型については、各事業者で判断するのが理想的だと思う。A型は雇用契約がある関係で、難しいかと思う。

武田委員 : GHについては、障害があるから、障害のGH。例えば、67歳で認知症があれば、介護保険の施設が候補となるが、そこがなければ障害のGHも対象になる。

山崎会長 : 支給決定を行っている障害者支援課がどのように考えているのか、話して頂きたい。

障害者支援課 : A型と移行は65歳を過ぎてからの新規利用は基本的には認められない。

(池澤主幹) 65歳以前から利用している場合の継続利用は可能。GHの利用については、A型や移行の年齢制限が影響を及ぼすことはないが、通う場所について副次的に影響が及ぶことは考えられる。

植野委員 : GHに関するアンケート調査の結果に、65歳以上の方がどの程度いるのか記載してもらえると良い。

谷藤委員 : 資料3-1の5ページに「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業」とあるが、30年度から位置付けされたものか。精神障害者の地域移行は、長期入院・社会的入院の問題の解決のなかで検討されてきた。国府台病院が陸軍病院だったときの8千人のカルテがEテレで放映され、衝撃的だった。精神障害者は他の障害と違って入院するしかなかった。医療との関わりなしには地域移行が難しい特性があり、切り離せない。今回、「地域移行支援事業」が「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業」のなかに入ったということを良い方向に捉えたらいいのか、考え方を教えて頂ければ。今後の協議内容のなかにある「住まいの確保」は、精神障害の特殊性もあり、制度のなかに入れようとしても難しい。期待はしているが、特殊性の違いをどのように地域包括ケアシステムに位置づけようと検討しているのか教えて欲しい。

小原委員 : 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業」は、県の実

施事業。事業名の変更は今年度から。地域移行支援事業としてやっていたときは、地域移行支援や地域定着支援といったサービスの推進に寄与していくということでやっていたが、事業名が変わり、もう少し広く捉えて地域での生活を検討していくように変わってきている。

山崎会長 : 精神障害者の方が病院から地域に戻るだけでなく、地域で暮らしやすくということか。

小原委員 : 障害の特性上、精神障害は医療と切り離せない。これまでは、医療機関や総合相談機関や事業所が集まって精神保健福祉推進協議会を開催していたが、それを大方引き継いで代表者会議を行う。

谷藤委員 : 制度上、地域に移していくのであれば、社会資源と連携しないと地域で暮らしていけない。そういった中に組み込まれて行けるよう、期待したい。精神障害者の親の高齢化や限界の時、どこに、どのように頼れるのかということにハードルがある。地域生活支援拠点の中に組み込まれるようにできれば。特定行政庁などを活用しながら、実現できる方向で検討できればうれしい。

山崎会長 : ありがとうございます。他になれば、次の議題に進みたいと思います。

【議事（５）地域生活支援拠点等について】

山崎会長 : 地域生活支援拠点等については、今年度より、生活支援部会と相談支援部会を跨いで、ワーキンググループを設置し、そのあり方について検討しております。本日はワーキンググループの座長である基幹相談支援センター「えくる」の芦田さんにお越しいただいておりますので、これまでの検討状況について説明をお願いします。

芦田さん : 私からは資料４の説明をします。

山崎会長 : ありがとうございます。では、いまの説明を踏まえて質疑、意見交換をしたいと思います。

谷藤委員 : 精神障害者の息子が通所しているが、事業所の体制が厳しかったり、職員の方が苦勞していることを考えると、地域生活支援拠点を作ることに家族としては期待している。一方で、現場で担っていく事業所や職員の共通理解や事業所内の意思疎通など過重負担ではないか心配もしている。説明を聞いていると、民間任せにも聞こえてくる。そうになると、そこまではできないということに落ち着く恐れもあると思う。そのあたりがどういった状況なのかお聞かせ願いたい。

芦田さん : 議論の中で共通しているのは、ひとつの事業所に担わせて、任せるのではなく、地域の様々な事業所を利用している、最低レベルの担保を仕組みとして構築したい。いまやっていることを整理して仕組みを作る、それを

みんなが使えることが重要。役割の整理や新たな役割についての議論、仕組みを維持するための行政のバックアップも必要と思っている。

磯部委員 : 当初から面的整備を目指していたのは、まさにその部分。地域生活支援拠点として、特定の事業所に任せると、嫌なことになる。市川は社会資源が揃っているし、事業所間の連携も取れている。資料のなかに、雰囲気作りが必要とあるが、みんなが関係ないとならない仕組みを構築しているところ。あとは、市が知らない顔をしないということも言い続けている。市民のことなので、最終的には市の責任と考えている。

障害者支援課 : 現状でも緊急時の対応について、事業所に無理を言っている。

(池澤主幹) 無理のない仕組みを構築するのが地域生活支援拠点の狙い。特定の事業所に負担となるようなものにはしたくない。

朝比奈副会長 : 資料4の6ページに「レスパイト事業」とあるが、支援費制度の開始に伴う移動支援や、咲楽苑ややまぶき園での短期入所開始に伴い、事業自体の状況が変化していると思う。今後、この見直しも含めて再検討・再構築していくことも考えていければと思っている。

高木副会長 : 千葉市若葉区の先行事例の内容の紹介をお願いしたい。

松尾委員 : 社会福祉法人あしたば、施設名だと中野学園で実際に相談員として動いている方をお招きした。千葉市においてモデル的な事業として展開している。市川のように自立支援協議会での議論がなく、市主導で指定したケース。その為、困ったこととしては、事業所間で共有ができておらず、受託法人のやる事業で、他の事業所は関係ないという状態が現在も続いているとのこと。中野学園でも資源開発や協力事業所を増やす取り組みをしているが、他の事業所に話すと、よそ事、ひとごとで終わってしまうとのこと。対象者を限定して、当初は育成会の会員だけというものだったが、そこは外してもらったが、意思決定支援や権利擁護に関して知的障害が先行していることもあり、まずは知的障害者に対象を限定して事業を開始。空床2床確保し、市が担保。利用については登録制で、千葉市は市川市と違い、指定相談支援事業所と地域生活支援拠点の間に入る委託相談支援事業所が複数存在。そこで本当に必要かどうか精査をしている。そこで対応可能ならば、地域生活支援拠点の登録にはならず、委託相談支援事業所で対応。そこでも難しい人が地域生活支援拠点に登録。一方で障害以外の人や区分の出ていない人への対応もしており、「がじゅまる」や「えくる」のような実務的な動きもしている印象。

高木副会長 : どちらかというと、反面の事例。そこを踏まえて市川としてどうするか。いい部分も悪い部分も。両面活かしていければ。

飯作委員 : 身体障害者相談員をしている。GHに入りたいという相談があるが、どの

ようにしたらよいか。

武田委員 : GH等支援ワーカーはGHに特化した相談員。申し込んですぐの利用ができるかということについては、空き部屋がある法人が入居可能なら不可能ではないかと思うが、通常はサービス等利用計画、体験、契約を経て、利用開始となる。相談支援専門員と一緒に動きながらというのが一般的。早くても1ヶ月が目安かと思う。

障害者支援課 : 障害者支援課に相談でももちろん大丈夫。ただし、申し込めばすぐに入れ
(池澤主幹) るものではない。

植野委員 : 防災関係について、以前の自立支援協議会において、障害者団体連絡会で話すということになったが、なかなか進まない状況がある。

木下委員 : 9月1日以降、地域防災課と避難所訓練について協議予定。市に要望した際のリアクションが薄いということもあり、少しずつノウハウを蓄積していければ。

山崎会長 : 経過報告を頂ければ、自立支援協議会としても後押しできる部分はしていきたい。

松尾委員 : 生活支援部会からの提案。市内の圏域の考え方、介護保険の日常生活圏域に統一したらどうかというもの。この場で同意取れるか。

山崎会長 : この場でいいですねと言いつらい部分がある。市川にはいろいろな圏域の設定がある。圏域設定の整理については、10年以上前から出ているが、議論が尽くされていない。少し時間を掛けたほうがいいと思う。

磯部委員 : 議論をしてほしくて出したところもある。

山崎会長 : 近隣市では圏域の整理ができているところもある。次回以降、資料を出して検討したい。

【議事（6）閉会】

山崎会長 : 以上で、本日予定されていた議題については、全て終了しました。事務局からは何かございますか。

障害者支援課 : 長時間に渡り、ご協議いただきありがとうございました。なお、次回の協
(池澤主幹) 議会につきましては、11月29日（木）午後1時30分からの予定となっております。会場については、本日と同じ、急病診療・ふれあいセンター2階の第2集会室となります。開催通知につきましては、準備が整い次第発送いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。事務局からは以上です。

山崎会長 : それではこれで、平成30年度第2回自立支援協議会を閉会します。ありがとうございました。

【閉会 15時45分】